

公益社団法人秋田県農業公社
条件付き一般競争入札（物品調達）実施要綱

（目的）

第1条 この要綱は、公益社団法人秋田県農業公社（以下「秋田県農業公社」という。）が発注する物品調達について、条件付き一般競争入札を実施するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

（対象物品）

第2条 条件付き一般競争入札の対象物品は、農業および畜産業に使用する機器類とする。ただし、契約担当者が特に必要と認める場合にあっては、その他の物品についても条件付き一般競争入札を実施することができる。

2 契約担当者は、前項の対象物件が災害その他の理由により緊急を要する等その他の特殊な事案であって、条件付き一般競争入札によりがたいと認められる場合は、前項の規定にかかわらず指名競争によることができる。

（入札の公告）

第3条 条件付き一般競争入札の公告は、秋田県農業公社のホームページにおいて公告することにより行う。

（入札参加資格）

第4条 入札に参加する者に必要な資格（以下「入札参加資格」という。）は、次のとおりとする。

- （1）入札参加資格確認申請期限の日から落札決定の日までの間において、秋田県物品の製造の請負、買い入れ等に係る競争入札参加等に関する要綱（以下「入札参加資格要綱」という。）第11条第1項に基づく入札参加資格者の決定の取り消し又は同条第3項に基づく資格効力の停止措置を受けていないこと。
- （2）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- （3）会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをした者若しくは申立てをなされた者又は民事更生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをした者若しくは申立てをなされた者でないこと。
- （4）都道府県税の滞納がないこと。
- （5）営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていること。

2 入札参加資格については、前項に定める事項のほか、次の各号に掲げるものの中から必要に応じて定めることができるものとする。

- (1) 主たる営業所又は営業所等の所在地に関すること。
- (2) その他必要な事項

(入札参加資格の決定)

第5条 前条の入札参加資格は、秋田県農業公社内に設置する入札審査会等の審議を経て決定する。

(発注概要書等の周知)

第6条 発注概要書、仕様書等（以下「発注概要書等」という。）は、ホームページ上で提示する。

- 2 発注概要書等に関する質問及び回答は、紙面により行うものとし、質問の期限及び回答の期限を公告において明示するものとする。
- 3 現場説明会は、原則として行わない。

(入札参加資格の確認申請)

第7条 契約担当者は、入札参加者が入札参加資格を有することを確認するため、入札に参加する者に対し、次に掲げる書類（(2)については公告において提出を求めた場合に限る。以下「確認申請書等」という。）を入札前の所定の期限までに提出させるものとする。

- (1) 競争入札参加資格確認申請書（様式第1号）
- (2) 納入実績（様式第2号）及びその添付書類
- (3) その他契約担当者が特に必要と認める資料

- 2 前項の確認申請書等は、メール等により提出させるものとする。
- 3 確認申請書等を既に提出した者が確認申請書等の提出から落札決定までの間において、入札参加資格における要件のいずれかを満たさないこととなったときは、開札前には入札辞退届を提出させ、開札後にはその旨を速やかに報告させるものとする。

(入札保証金及び契約保証金)

第8条 契約担当者はその旨を公告において明らかにするものとする。

(納入物品明細書)

第9条 入札書の提出にあたっては、納入物品明細書を併せて提出させるものとする。

- 2 納入物品明細書の提出方法については、入札書の提出方法に準ずるものとする。

(入札の執行)

第10条 入札は、指定日時に紙入札方式により行う。この場合において、入札書を持参し提出した者については、開札に立ち合わせるものとする。

2 入札執行回数は、2回とする。

3 入札の結果、入札参加者が1者であった場合でも原則として、入札を有効なものとして執行するものとする。

(入札の無効)

第11条 次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

(1) 入札参加資格が無いことが確認された者のした入札

(2) 開札日から落札決定の日までの間において、入札参加資格要件を満たさないこととなったことが確認された者のした入札

(3) 同一の入札について2以上の入札をした者の入札

(4) 同一の入札について2人以上の入札者の代理人となった者の入札

(5) 談合その他不正の行為によって行われたと認められる入札

(6) 入札書の記載事項が脱落し、若しくは不明瞭で判読できない入札又は首標金額を訂正した入札

(7) 委任状を持参しない代理人のした入札

(8) 記名押印を欠く入札

(9) 紙入札方式により入札書を提出した者のうち開札に立ち会わなかった者のした入札

(10) 納入物品明細書を提出しなかった落札候補者又は提出された納入物品明細書が次のいずれかに該当する場合における当該納入物品明細書を提出した落札候補者のした入札

ア 提出者の商号若しくは名称の記載のないもの又は記載に誤りがあるもの

イ 件名の記載のないもの

(11) 上記に定めるもののほか、提示した条件に違反すると認められる入札

(落札者の決定方法)

第12条 予定価格の範囲内で入札した者のうち最低の価格をもって入札した者を落札候補者とする。この場合において該当する者が2者以上であるときは、くじの方法により順位を決定し、最上位者を落札候補者とする。

2 契約担当者は、落札候補者の決定後、当該候補者の入札参加資格についてあらかじめ提出された確認申請書等により確認を行い、入札審査会の審議を経て入札参加資格の有無を決定する。

3 前項において落札候補者が入札参加資格を有することと決定されたときは、契約担当者は、次のいずれかに該当する場合を除き、当該落札候補者を落札者として決

定する。

(1) 落札候補者の入札価格によっては契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき

(2) 落札候補者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるとき

4 第2項において落札候補者が入札参加資格を有しないことと決定された場合であって次条に定める手続を経て当該決定が確定したとき又は前項各号のいずれかに該当するときは、契約担当者は、予定価格の制限の範囲内で入札した者のうち入札価格が当該落札候補者の次に低い者（該当する者が2者以上である場合は第1項後段の方法により決定された最上位者。ただし、当該落札候補者がくじにより決定された者である場合は当該くじの次順位者とする。）を落札候補者とし、前2項の確認等を行うものとする。

5 落札者が決定するまで、前3項の手続を繰り返すものとする。

(入札参加資格を有しないことと決定された者への通知等)

第13条 前条第2項において落札候補者が入札参加資格を有しないことと決定されたときは、契約担当者は、当該落札候補者に対し、資格なしと決定された理由を明らかにした資格確認結果通知書（様式第3号）で速やかに通知する。

2 前項の通知を受けた者は、当該通知の日の翌日から起算して2日（秋田県の休日を定める条例（平成元年秋田県条例第29号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「休日」という。）を含まない。）以内に、契約担当者に対して書面により資格なしと決定された理由についての説明を請求することができるものとし、契約担当者は公告及び前項の通知においてその旨を教示するものとする。

3 前項の期限内に説明請求があったときは、契約担当者は、速やかに入札参加資格の再確認を行い、前条第2項の入札審査会の審議を経て、請求者に対して請求を受理した日の翌日から起算して3日（休日を含まない。）以内に書面により回答するものとする。

4 前項の審議の結果、請求者が入札参加資格を有するものとされた場合にあっては、当該回答において第1項の決定を取り消す旨を明らかにするものとする。

5 第2項の期限までに説明請求がなかったとき又は第3項の審議の結果、請求者が入札参加資格を有しないこととされたときは、前条第2項の決定は確定するものとする。

(落札決定後の書類提出等)

第14条 落札者が決定したときは、契約担当者は、落札者に対し、都道府県税に滞納がないことを証する書面を速やかに提出させるものとする。

2 落札決定から契約締結までの間において、落札者が入札参加資格における要件の

いずれかを満たさないこととなったときは、契約担当者は、当該落札者と契約を締結しないことができるものとし、公告において明らかにするものとする。

(その他)

第15条 本要綱に定めのない事項については、別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和2年5月1日から施行する。

(様式第1号)

令和 年 月 日

公益社団法人 秋田県農業公社
理事長 佐藤 博 あて

住 所
商号又は名称
氏 名

印

競争入札参加資格確認申請書

公益社団法人秋田県農業公社が調達する次の件名に係る条件付き一般競争入札への参加資格について確認されたく、資料を添えて申請します。

なお、地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと、会社更生法に基づく更生手続開始又は民事再生法に基づく民事再生手続開始の申立て中でないこと、都道府県税に滞納がないこと並びに添付書類の内容が事実と相違ないことを誓約します。

件 名 ○○地区○○事業○第○○○号物品調達

注1 提出部数は1部とする。

注2 貴社連絡先等(必ずご記入ください)

電話番号 :

ファクシミリ :

電子メール :

担当者氏名 :

(様式第2号)

納入実績

会社名

問合せ連絡者

(TEL)

事業名等	発注者名	納入区分	納入場所 (秋田県内)	契約金額 (百万円)	納入年月日	納入品の概要	
		元請・下請				【条件に関連する事項等を記載】	
						品名	メーカー名・型式(規格)

- 1 入札参加資格とされている納入実績については、具体的に記入すること。
- 2 複数記載の場合は、秋田県農業公社発注、秋田県発注、それ以外の公共等、民間の順に記載すること。
- 3 納入実績は、元請、下請を問わないが、的確に判断できるように契約書等の写しを添付すること。
- 4 納入場所は、秋田県内とする。

(様式第2号) 記載例

納入実績

会社名 東北〇〇(株) 秋田支店

問合せ連絡者 秋田太郎 (TEL)018-893-6214

事業名等	発注者名	納入区分	納入場所 (秋田県内)	契約金額 (百万円)	納入年月日	納入品の概要 【条件に関連する事項等を記載】	
		元請・下請				品名	メーカー名・型式(規格)
畜産基盤整備事業	秋田県農業公社(元請発注〇〇工務店)	下請	横手市	5百万	H25.10.10	畜産用機器(牛乳冷却機)	〇〇乳業(株)AA-1
畜産クラスター事業	(株)〇〇牧場	元請	秋田市	3百万	H29.9.9	畜産用機器(ジョハムローダー)	△△社WA-20
〇〇〇〇事業	(有)□□牧場	元請	湯沢市	2百万	H20.8.31	畜産用機器(自走式マニユアスプレッター)	□□社DAM-253

- 1 入札参加資格とされている納入実績については、具体的に記入すること。
- 2 複数記載の場合は、秋田県農業公社発注、秋田県発注、それ以外の公共等、民間の順に記載すること。
- 3 納入実績は、元請、下請を問わないが、的確に判断できるように契約書等の写しを添付すること。
- 4 納入場所は、秋田県内とする。

(様式第3号)

令和 年 月 日

様

(契約担当者)

公益社団法人秋田県農業公社

理事長 佐藤 博

競争入札参加資格確認結果について（通知）

さきに申請のあった条件付き一般競争入札への参加資格について、次のとおり確認しましたので、通知します。

なお、資格なしとした理由について説明を求めることができますので、説明を求める場合は、令和 年 月 日までに公益社団法人秋田県農業公社あて説明を求める旨及び説明を求める事項を記載した書面を提出してください。

件 名 ○○地区○○事業○第○○○号物品調達

競争入札参加資格 なし

資格なしとした理由

△△△